

## 横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

制定 令和4年11月30日 こ障福第1937号（局長決裁）

改正 令和7年3月31日 こ障福第3658号（局長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰に直面している中であって、市内の障害児通所支援事業所等がその負担を利用者に価格転嫁することなく各種サービスを安定して行うために、光熱費及び燃料費等の高騰に対する支援として実施する支援金（以下「物価高騰対策支援金」という。）の交付に関し、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### （交付対象者）

第2条 物価高騰対策支援金の交付対象者は、令和7年2月1日時点で本市の指定等を受けて別表に掲げる事業を実施する横浜市内の事業所を運営する者（以下「事業者」という。）であって、令和7年3月31日時点で現に運営している者とする。

### （支援金の額）

第3条 第2条の規定により交付対象者に対して交付する物価高騰対策支援金の金額は、別表1のとおりとする。

### （支援金の対象経費）

第4条 物価高騰対策支援金の対象経費は、事業所において負担する光熱費及びサービス提供に使用する法人所有車両に係る燃料費ほか、物価高騰の影響を受けた経費とする。

### （交付申請）

第5条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に申請書様式で定める必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に基づく申請については、同一の事業所番号で複数事業を実施する事業者は、実施する事業のいずれか一事業のみを対象として申請するものとする。

### （申請期限）

第6条 物価高騰対策支援金の交付を受けようとする事業者は、市長が、別途定める期限までに申請するものとする。

### （交付決定及び額の確定等）

第7条 市長は、第5条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、物価高騰対策支援金を交付すべきものと認めるときは、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、物価高騰対策支援金を交付すべきでないと認めたときは、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により物価高騰対策支援金の交付を受けた者に対して当該交付決定の全部または一部を取り消し、交付した物価高騰対策支援金の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支援金の目的に沿った事業遂行）

第9条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意を持ってこの事業を行わなければならない。

- 2 支援金の交付を受けた者は、支援金の他の用途への使用をしてはならない。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第5条に定める交付申請書兼実績報告書により行うものとする。

（交付の請求）

第11条 申請者は、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付請求書（様式第5号）を作成し、第5条で規定する横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書とともに市長に提出するものとする。

（関係書類の保存）

第12条 物価高騰対策支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類について、物価高騰対策支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

（調査又は報告）

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 消費税及び地方消費税を支援対象経費とする場合にあつては、事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日に遡及して適用する。

別表 1 (第 2 条及び第 3 条関係)  
 1 事業所あたりの単価 (光熱費等)

事業所 開始日 事業種別	令和 6 年 10 月 1 日 以前	令和 6 年 11 月 1 日	令和 6 年 12 月 1 日	令和 7 年 1 月 1 日	令和 7 年 2 月 1 日
障害児通所系事業所	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000
障害児訪問系事業所	50,000	44,000	38,000	32,000	26,000

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金  
交付申請書兼実績報告書

（申請先）  
横浜市長

（申請者）  
法人名  
所在地  
代表者職・氏名  
担当者名  
電話番号  
e-mailアドレス

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金の交付を申請します。なお、物価高騰対策支援金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。

## 【申請内容】

	障害児通所系事業所	障害児訪問系事業所
事業所名		
事業所番号		
事業開始年月日		
申請する補助額		
光熱費等補助	円	円

## 【誓約内容】

以下の条件を全て満たすことを誓約します。

- 申請事業所について、事業を開始しています。また、休止・廃止を行っていません。
- 申請事業所について、令和7年3月31日まで事業を継続する見込みです。
- 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、交付要件に該当しないことが判明した場合には、本物価高騰対策支援金を返還します。

## 【添付書類】

共通

○令和6年度サービス提供分障害児通所給付費等支払決定額通知書（写）等、事業実施継続していることがわかる書類

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金  
交付決定通知書兼交付額確定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

- 1 サービス種別 \_\_\_\_\_
- 2 対象事業所名 \_\_\_\_\_
- 3 交付金額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 事業所番号 \_\_\_\_\_

担当： .

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金  
不交付決定通知書

様

横浜市長

印

申請のありました、横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金については、不交付とすることを決定したので通知します。

- 1 サービス種別
- 2 申請した事業所名
- 3 不交付の理由
- 4 事業所番号

担当：

.

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金  
交付決定取消通知書

様

横浜市長

印

年 月 日 第 号で交付決定しました横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金につきまして、交付決定を取り消しましたので通知します。

- 1 サービス種別
- 2 該当事業所名
- 3 交付決定取消理由
- 4 事業所番号

担当：

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金  
交付請求書

（請求先）  
横浜市長

（請求者） ※原則、様式第1号と統一。異なる場合は、委任状を

添付。

法人名  
所在地  
代表者職・氏名  
事業所番号  
（担当者）  
氏名  
連絡先

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

なお、本請求書は、第7条第1項に規定する交付決定があった場合にのみ有効とします。また、本請求書の請求日については、同条に規定する交付決定日の翌々日にすることとします。

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

振込先	金融機関名及び支店名	銀行・信用金庫	支
	(金融機関番号／支店コード)	店	/
	預金種別及び口座番号	普通・当座	No.
	口座名義（カナ）		

※「口座名義人」が「請求者」以外の場合は、委任状を添付してください

3 添付書類

- (1) 横浜市物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し
- (2) 上記振込先がわかる金融機関の口座の通帳等の写し

（留意事項）

本様式は、押印省略可能。

ただし、請求委任や受領委任を行う場合（「請求者」が「債権者」以外。または「口座名義人」が「請求者」以外）は、委任状を添付してください。押印は、省略できません。



年 月 日

（報告先）  
横浜市長

（報告者）  
法人名

所在地

代表者職氏名

（事業所

名： )

横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 横浜市から交付された支援金の額の確定額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 支援金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 4 支援金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 \_\_\_\_\_ 円
- 5 添付資料  
(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）  
(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）  
(3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

第6号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由  
(いずれかに「○」を付けてください)
  - ア 消費税の確定申告をしていない(免税事業者である)
  - イ 簡易課税方式により確定申告している
  - ウ 特定収入割合が5%を超えている
  - エ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告している
  - オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
  - カ 補助金等の使途が全て非課税仕入れに該当する

第6号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 支援金(申請・実績・確定)額 金 \_\_\_\_\_ 円

6 当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 対象経費(支援金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ 対応分	非課税 売上げ 対応分	共通対応分	非課税 仕入れ	合計
経費の内訳						
	計					

(2) 課税売上割合 \_\_\_\_\_ %

(3) 支援金に係る仕入控除税額の計算方法

(参考様式)

年 月 日

## 委任状

横浜市長

(委任者)

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

(受任者)

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

私（委任者）は、上記の受任者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 横浜市から交付される横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金の請求に関する権限
- 横浜市から交付される横浜市障害児通所支援事業所等物価高騰対策支援金の受領に関する権限